第九条の十四の見出しを「（基盤機構流行初期医療確保措置債券申込証）」に改め、同条第一項中「基金流行初期医療確保措置債券の」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券の」に、「基金流行初期医療確保措置債券申込証」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券申込証」に改め、同条第二項中「基金流行初期医療確保措置債券（」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券（」に、「振替基金流行初期医療確保措置債券」を「振替基盤機構流行初期医療確保措置債券」に、「当該基金流行初期医療確保措置債券」を「当該基盤機構流行初期医療確保措置債券」に、「基金流行初期医療確保措置債券申込証」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券申込証」に改め、同条第三項中「基金流行初期医療確保措置債券申込証」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券申込証」に、「支払基金」を「基盤機構」に改め、同項第一号及び第二号中「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改め、同項第三号中「各基金流行初期医療確保措置債券」を「各基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改め、同項第四号、第五号、第七号及び第十号中「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改める。

第九条の十五の見出し及び同条第一項中「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改め、同条第二項中「振替基金流行初期医療確保措置債券」に、「支払基金」を「基盤機構」に改める。

第九条の十六の見出しを「（基盤機構流行初期医療確保措置債券の成立の特則）」に改め、同条中「基金流行初期医療確保措置債券の」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券の」に、「基金流行初期医療確保措置債券を」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券を」に、「基金流行初期医療確保措置債券申込証」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券申込証」に改める。

第九条の十七の見出しを「（基盤機構流行初期医療確保措置債券の払込み）」に改め、同条中「基金流行初期医療確保措置債券の」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券の」に、「支払基金」を「基盤機構」に、「各基金流行初期医療確保措置債券」を「各基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改める。

第九条の十八第一項中「支払基金」を「基盤機構」に改め、同項ただし書中「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改め、同条第二項中「支払基金」を「基盤機構」に改める。

第九条の十九の見出しを「（基盤機構流行初期医療確保措置債券原簿）」に改め、同条第一項中「支払基金」を「基盤機構」に、「基金流行初期医療確保措置債券原簿」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券原簿」に改め、同条第二項中「基金流行初期医療確保措置債券原簿」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券原簿」に改め、同項第一号及び第二号中「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改める。

第九条の二十第一項中「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改め、同条第二項中「支払基金」を「基盤機構」に改める。

第九条の二十一の見出しを「（基盤機構流行初期医療確保措置債券の発行の認可）」に改め、同条第一項中「支払基金」を「基盤機構」に、「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改め、同条第二項第一号中「基金流行初期医療確保措置債券申込証」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券申込証」に改め、同項第二号及び第三号中「基金流行初期医療確保措置債券」を「基盤機構流行初期医療確保措置債券」に改める。

第十条中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改める。

第二十四条の二第二項ただし書及び第二十四条の三第三項中「支払基金等」を「基盤機構等」に改める。

（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十二条　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め、同条第二項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「第二十一条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第三条の見出し中「支払基金」を「機構」に改め、同条中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に、「「支払基金」を「「機構」に改める。

附則第三条（見出しを含む。）中「支払基金」を「機構」に改める。

（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令（平成三十年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項ただし書中「支払基金等」を「機構等（同条第四項に規定する機構等をいう。）」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法施行令の一部改正）

第十四条　社会保険診療報酬支払基金法施行令（平成十一年政令第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法施行令

本則中「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第一項第一号」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十八条第一項第八号」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第十五条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百六十二条第四号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第百七十四条の二十六第二項、第百七十四条の二十九第三項、第百七十四条の三十一の三第二項、第百七十四条の三十二第二項、第百七十四条の三十七第二項及び第百七十四条の三十八第二項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金と」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構と」に改める。

（特別会計に関する法律施行令等の一部改正）

第十六条　次に掲げる政令の規定中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

一　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）附則第十五条第一項及び第六十七条第一項

二　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）別表第十第三号

三　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二条第三十七号

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第十七条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第七十七号を次のように改める。

七十七　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）第二十九条の規定による改正前の社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第一条の社会保険診療報酬支払基金を含む。）

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十九　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構